

卸売市場の仲卸業者等と小売業者との間における 生鮮食料品等の取引の適正化に関するガイドライン(概要)

○小売業者と仲卸業者等との間に交渉力の差がある中で、仲卸業者等から「小売業者との間における生鮮食料品等の取引において適正化を図るべき事例が存在しているのではないか」との意見が出されたことを踏まえ、農林水産省として食品等流通調査を実施。

○調査の結果、不当な返品など独占禁止法等の観点から問題となり得る事例が明らかになつたことから、食品等流通法に基づく措置として本ガイドラインを策定。

『問題となりえる事例』と『望ましい実例』を一部ご紹介

小売業者から仲卸業者等への不当な返品	寄せせのための納品価格の不当な引き下げ	物流費、エネルギーコスト等上昇時の取引価格の一方的な決定
<p>✖【問題となりえる事例】</p> <ul style="list-style-type: none"> 一部の品質が悪いとの理由で全部返品された。 バーコードを貼って陳列してから返品された。 納品して1週間後に品質が悪いと返品された。 <p>✖【問題となりえる事例】</p> <ul style="list-style-type: none"> セール時に一律で半額に値引きを要請された。 別の取引先の価格を引き合いに値下げを一方的に要求された。 <p>✖【問題となりえる事例】</p> <ul style="list-style-type: none"> 労務費、物流費等の高騰で資料を基に値上げ要請をしたが、販売価格を一方的に据え置かれた。 季節商品の値上げ要請をしたが、すぐ取り合つてもらえず、時期が終わってしまった。 	<p>✖【問題となりえる事例】</p> <ul style="list-style-type: none"> セール時に一律で半額に値引きを要請された。 別の取引先の価格を引き合いに値下げを一方的に要求された。 <p>✖【問題となりえる事例】</p> <ul style="list-style-type: none"> 労務費、物流費等の高騰で資料を基に値上げ要請をしたが、販売価格を一方的に据え置かれた。 季節商品の値上げ要請をしたが、すぐ取り合つてもらえず、時期が終わってしまった。 	<p>✖【問題となりえる事例】</p> <ul style="list-style-type: none"> 労務費、物流費等の高騰で資料を基に値上げ要請をしたが、販売価格を一方的に据え置かれた。 季節商品の値上げ要請をしたが、すぐ取り合つてもらえず、時期が終わってしまった。

説明のない協賛金(リペート)の負担の要請	一方的な物流センター使用料(センター フィー)等の負担の要請	受発注に関するシステム使用料等の過度な徴収
<p>✖【問題となりえる事例】</p> <ul style="list-style-type: none"> 協賛金、物流費など使途不明で算定根拠を全く説明されない。 新事業のため会費を支払うよう要求され、断ると取引を打ち切られた。 <p>✖【問題となりえる事例】</p> <ul style="list-style-type: none"> 明確な説明がないままセンター フィーの設定料率を上げられた。 <p>✖【問題となりえる事例】</p> <ul style="list-style-type: none"> 小売業者から取引を開始する条件として、仲卸業者等の利益となることが示されることがなく、オンラインシステムの開発費用や月次の使用料の負担を求められる。 	<p>✖【問題となりえる事例】</p> <ul style="list-style-type: none"> 明確な説明がないままセンター フィーの設定料率を上げられた。 <p>✖【問題となりえる事例】</p> <ul style="list-style-type: none"> システム使用料に関し、取引開始段階で双方合意した内容のみ対応している。 システム使用料と取引高を比較検討し、不利益になる場合には取引自体を断つた。 	<p>✖【問題となりえる事例】</p> <ul style="list-style-type: none"> 小売業者から取引を開始する条件として、仲卸業者等の利益となることが示されることがなく、オンラインシステムの開発費用や月次の使用料の負担を求められる。 <p>✖【問題となりえる事例】</p> <ul style="list-style-type: none"> システム使用料に関し、取引開始段階で双方合意した内容のみ対応している。 システム使用料と取引高を比較検討し、不利益になる場合には取引自体を断つた。

『問題となりえる事例』と『望ましい実例』

物の購入強制	従業員の派遣や役務の提供の過度な要請	十分に説明のない取引条件の変更等
<p>✖【問題となりえる事例】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・恵方巻などシーズンイベントごとに商品購入の催促があり、達成できない場合、取引商品を外すなど報復があるように匂わせてくる。 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;">  </div> <p>○【望ましい取引実例】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・小売業者が一方的な斡旋をなくし、仲卸業者等側から希望があった場合に限り購入を案内している。 	<p>✖【問題となりえる事例】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・小売業者の新規開店の際、従業員の派遣や人件費の負担を要請された。 ・新規開店の際、バックヤードで寿司を作るよう要請された。 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;">  </div> <p>○【望ましい取引実例】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・小売業者は仲卸業者等に対し取引商品の販売業務に係る応援要請をした際、当該応援要請を受けられるかについて、日当や宿泊費、交通費、弁当など派遣に必要な費用を支払うとしたうえで、曜日の選択などを十分に協議した上で決定した。 	<p>✖【問題となりえる事例】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新店舗へ急遽サービスで配送するよう依頼された。 ・色むらを突然指摘され、商品価格を引き下げる。 ・いつもと産地が異なるだけで返品になった。 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;">  </div> <p>○【望ましい取引実例】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・商品の条件や配送のパターンを明確にし、合意内容を書面で交わした。

▶詳しいガイドラインは農林水産省HPをご覧になれます。

【お問い合わせ先】

- 当チラシに関するお問い合わせ【農林水産省 大臣官房新事業・食品産業部 食品流通課】
(直通) TEL 03-3502-5729
- 独占禁止法の優越的地位の濫用規制等に関するお問い合わせ
【公正取引委員会 事務総局経済取引局取引部 企業取引課】
(直通) TEL 03-3581-3375